

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

EUのプロファイリング規制に関わる GDPR + α ルールの方方向性

2021年8月2日

生貝直人 博士（社会情報学）
一橋大学大学院法学研究科准教授

目次・概要

- AI規則案
 - 用途と適用分野に合わせた規律
- デジタルサービス法案
 - プラットフォーム特有のリスクに対応した規律
- デジタル市場法案
 - 競争政策的観点からの規律
- 消費者権利指令
 - パーソナライズド・プライシングの透明化
- 小活

※法令邦訳は特に注記の無い限り報告者による仮訳であり、いずれも強調は報告者による。

参考：GDPRにおけるプロファイリング規制

- 第4条(4)「プロファイリングとは、自然人と関連する一定の個人的側面を評価するための、特に、当該自然人の業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、興味関心、信頼性、行動、位置及び移動に関する側面を分析又は予測するための、個人データの利用によって構成される、あらゆる形式の、個人データの自動的な取扱いを意味する。」（個人情報保護委員会訳）→本日参照する各種法令においても当該定義が参照
- データ処理一般に求められる基本原則や取扱いの適法性、データ主体の権利（情報提供、異議を述べる権利等）への対応
- 特にデータ主体に法的効果（又は同様の重大な影響）を及ぼす、プロファイリングを含む自動的決定に関する特別な規律（第22条）

AI規則案：概要（抄）

- 2021年4月21日、欧州委員会により公表
 - Proposal for a Regulation laying down harmonised rules on artificial intelligence (Artificial Intelligence Act)
- AIシステムをリスクに応じて以下に分類した規律を置く
 - **許容できないリスク（禁止されるAI利用行為）**
 - **ハイリスク（適合性評価等）**
 - 限定的リスク（透明性の確保）
 - 低リスク・無リスク（行動規範）

※同規則案の全体については、新保史生「4月21日公表 EU新AI整合規則提案にみるAI規制戦略の構造・意図とブリュッセル効果の威力」ビジネス法務2021年8月号等を参照

AI規則案：禁止されるAI利用行為

- 禁止されるAI利用行為：
 - ①サブリミナル技術を用いて人の行動を著しく歪めること
 - ②子供や障害者等の弱者の脆弱性につけ込む利用
 - ③公的機関による社会的スコアリング
 - ④法執行目的での公共の場でのリアルタイム遠隔生体測定識別（例外有）
- ①②に関連して、規則案説明文書では「AIシステムによって促進される可能性のある、成人に影響を与えるその他の操作的または搾取的な行為は、既存のデータ保護法、消費者保護法、デジタルサービス法によってカバーされうる。これらの法律は、自然人が適切に情報を与えられ、自分の行動に影響を与える可能性のあるプロファイリングやその他の行為の対象とならないように自由に選択できることを保証する」という記述

AI規則案：ハイリスクAIの種類

- 他のEU法令で規制される安全部品で、第三者適合性評価義務があるもの（附属文書IIセクションA）
 - 機械、玩具、レジャー用船舶、リフト、爆発性雰囲気装置、無線機器、圧力機器、索道設備、個人用保護具、ガス機器、医療機器、体外診断用医療機器
 - ※他に第84条（見直しと評価）のみ適用される種別（セクションB）
- 本規則附属文書IIIで指定されるAIシステム
 - リアルタイム及び事後的遠生体識別
 - インフラの管理・運用
 - **教育や職業訓練での学生や希望者の評価や受入れの可否**
 - **雇用、労働管理、自営業へのアクセス**
 - **重要な民間・公共サービス（公的支援金給付、融資、緊急対応措置）**
 - **法執行**
 - 移民・亡命・国境管理
 - 司法又は民主主義プロセス

AI規則案：ハイリスクAIに関する義務

- ハイリスクAIシステムの要求事項（8-15条）
 - リスクマネジメントシステムの構築、データとデータガバナンス、技術文書、記録保持、透明性と利用者への情報提供、人間による監視、正確性・堅牢性・サイバーセキュリティ
- ハイリスクAIシステム提供者の義務（16-23条等）
 - 上記要求事項の遵守確保、品質マネジメントシステムの構築、技術文書の作成、**適合性評価の実施**、自動生成ログの保存、本規則不適合時の是正、リスク検知時の監督機関への通知、監督機関との協力、CEマーク付与、データベース登録等
 - （他に製造者、輸入者、流通業者、利用者の義務規定）

AI規則案：ハイリスクAIへの 要求事項としてのデータガバナンス

第10条 データおよびデータガバナンス

1. データを用いたモデルの学習を含む技術を利用する高リスクのAIシステムは、第2項から第5項までに言及された品質基準を満たす学習、検証およびテスト用データセットに基づいて開発されなければならない。
2. トレーニング、検証及びテスト用データセットは、適切なデータガバナンス及び管理を行うものとする。これらの慣行は、特に以下の点を考慮するものとする。
 - (a) 関連する設計の選択
 - (b) データ収集
 - (c) アノテーション、ラベリング、クリーニング、エンリッチメント、アグリゲーションなど、関連するデータ準備処理作業
 - (d) 特にデータが測定および表現することになっている情報に関する、関連する仮定の策定
 - (e) 必要とされるデータセットの利用可能性、量、適合性の事前評価
 - (f) バイアスの可能性を考慮した検討
 - (g) データギャップや欠陥の可能性の特定、およびそれらのギャップや欠陥にどのように対処するか
3. トレーニング、検証及びテスト用のデータセットは、関連性があり、代表性があり、エラーがなく、完全なものでなければならない。これらのデータセットは、適切な統計的特性を有していなければならない。これには、ハイリスクAIシステムの使用が意図されている人または人のグループに関して、該当する場合が含まれる。データセットのこれらの特性は、個々のデータセットのレベルで満たされるか、またはそれらの組み合わせで満たされる。
4. トレーニング、検証およびテスト用データセットは、意図された目的に必要な範囲で、ハイリスクAIシステムの使用が意図されている特定の地理的、行動的または機能的環境に特有の特性または要素を考慮しなければならない。（※第5項省略）

AI規則案：ハイリスクAIへの 要求事項としての人間による監視

第14条 人間による監視 (Human oversight)

1. ハイリスクAIシステムは、AIシステムが使用されている期間中、自然人による効果的な監視が可能なように、適切なヒューマン・マシン・インターフェース・ツールを含めて設計・開発されなければならない。
2. 人間による監視は、ハイリスクAIシステムが意図された目的に従って使用された場合、または合理的に予見可能な誤使用の条件下で使用された場合に生じる健康、安全または基本権に対するリスクを防止または最小化することを目的とする。
3. 人間による監視は、以下の手段のいずれかまたはすべてを通じて確保されなければならない。
 - (a) ハイリスクAIシステムが市場に投入される前、またはサービスが開始される前に、提供者によって特定され、技術的に実行可能な場合はハイリスクAIシステムに組み込まれること。
 - (b) ハイリスクAIシステムを市場に出したり、サービスを開始する前に提供者が特定し、ユーザが実施することが適切であるもの。
4. 第3項で言及された措置は、状況に応じて、人間による監視が割り当てられた個人が以下を行うことを可能にするものとする。
 - (a) ハイリスクAIシステムの能力と限界を十分に理解し、その動作を適切に監視することができ、異常、機能不全、予期せぬパフォーマンスの兆候を検出し、可能な限り早急に対処することができること。
 - (b) 特に、自然人が行うべき意思決定のための情報や提案を提供するために使用されるハイリスクAIシステムについては、ハイリスクAIシステムが生成する出力に自動的に依存したり、過度に依存したりする傾向（「自動化バイアス」）の可能性を認識すること。
 - (c) ハイリスクAIシステムの出力を、特にシステムの特性和利用可能な解釈ツールおよび方法を考慮して、正しく解釈することができること。
 - (d) いかなる特定の状況においても、ハイリスクAIシステムを使用しないこと、またはハイリスクAIシステムの出力を無視、無効、または逆にすることを決定することができること。
 - (e) ハイリスクAIシステムの操作に介入したり、「停止」ボタンなどでシステムを中断することができること。
5. 附属書IIIの1(a)で言及されたハイリスクAIシステムについては、第3項で言及された措置は、さらに、少なくとも2人の自然人によって検証および確認されない限り、システムから得られた識別情報に基づいてユーザが行動または決定を行わないことを保証するようなものでなければならない。

AI規則案：ハイリスクAI前文①

- 前文35：**教育や職業訓練で使用されるAIシステム**は、特に教育機関や職業訓練機関へのアクセスを決定したり、割り当てを行ったり、教育の一環として、あるいは教育の前提条件としてテストで評価を行ったりするものであり、人の人生の教育的・職業的な進路を決定し、その結果、生活を確保する能力に影響を与える可能性があるため、高リスクであると考えられる。**このようなシステムは、不適切に設計・使用された場合、教育・訓練を受ける権利、差別されない権利を侵害し、差別の歴史的パターンを永続させる可能性がある。**
- 前文36：**雇用、労働者管理、自営業へのアクセスで使用されるAIシステム**は、特に人の募集と選択、昇進と解雇の決定、仕事関連の契約関係にある人の仕事の割り当て、監視、評価のために使用されるが、これらのシステムは、これらの人の将来のキャリアの見通しと生活にかなりの影響を与える可能性があるため、高リスクに分類されるべきである。関連する業務上の契約関係には、従業員と、欧州委員会ワークプログラム2021で言及されているプラットフォームを通じてサービスを提供する者が含まれるべきである。そのような人たちは、原則として、本規則の意味におけるユーザーとはみなされないはずである。**採用プロセスや、仕事に関連した契約関係にある人の評価、昇進、保持において、このようなシステムは、例えば女性、特定の年齢層、障害者、特定の人種や民族、性的指向の人に対する差別の歴史的パターンを永続させる可能性がある。**また、これらの人々のパフォーマンスや行動を監視するためのAIシステムは、データ保護やプライバシーに関する彼らの権利に影響を与える可能性がある。

AI規則案：ハイリスクAI前文②

- 前文37：AIシステムの使用が特別な配慮に値するもう一つの分野は、人々が社会に完全に参加したり、生活水準を向上させたりするために必要な、特定の本質的な私的・公的サービスや利益へのアクセスと享受である。特に、自然人のクレジットスコアや信用度を評価するためのAIシステムは、住宅、電気、通信サービスなどの財源や必須サービスへのアクセスを決定するものであるため、高リスクのAIシステムに分類されるべきである。このような目的で使用されるAIシステムは、人やグループの差別につながり、例えば人種や民族、障害、年齢、性的指向などに基づく差別の歴史的パターンを永続させたり、新たな形の差別的影響を生み出す可能性がある。影響の規模が非常に限られていることと、市場で入手可能な代替手段を考慮すると、小規模なプロバイダーが自ら使用するためにサービスを開始する場合、信用力評価と信用スコアリングを目的としたAIシステムを除外することが適切である。公的機関から公的支援の給付やサービスを申請したり、受けたりする自然人は、一般的にこれらの給付やサービスに依存しており、責任ある機関との関係では弱い立場にある。**AIシステムが、そのような給付やサービスを当局が拒否、削減、取り消し、または返還すべきかどうかを決定するために使用される場合、それらは人の生活に大きな影響を与え、社会的保護、無差別、人間の尊厳、効果的な救済を受ける権利などの基本権を侵害する可能性がある。**したがって、これらのシステムは高リスクに分類されるべきである。しかしながら、本規則は、行政における革新的なアプローチの開発と使用を妨げるべきではない。これらのシステムが法人および自然人に高いリスクをもたらさないことを条件に、準拠した安全なAIシステムの幅広い使用から利益を得ることができる。最後に、緊急初動サービスの派遣や優先順位の設定に使用されるAIシステムも、人とその財産の生命と健康にとって非常に危機的な状況で決定を下すため、高リスクに分類されるべきである。

AI規則案：ハイリスクAI前文③

- 前文38： **AIシステムの特定の使用を伴う法執行機関による行動**は、相当程度の力の不均衡を特徴としており、監視、逮捕、自然人の自由の剥奪のほか、[EU基本権]憲章で保証されている基本権に対するその他の悪影響をもたらす可能性がある。特に、AIシステムが高品質のデータで訓練されていない場合、その正確性や堅牢性の点で十分な要件を満たしていない場合、あるいは市場に出す前、あるいはその他の方法でサービスを開始する前に、適切に設計およびテストされていない場合、**差別的な、あるいはその他の不正な、あるいは不当な方法で人々を選別する可能性がある**。さらに、効果的な救済を受ける権利、公正な裁判を受ける権利、防御権、無罪推定など、重要な手続き上の基本権の行使が、特に、そのようなAIシステムが十分に透明性、説明可能性、文書化されていない場合には、妨げられる可能性がある。したがって、悪影響を回避し、国民の信頼を維持し、説明責任と効果的な救済を確保するために、正確性、信頼性、透明性が特に重要な法執行機関での使用を意図した多くのAIシステムを高リスクに分類することが適切である。問題となっている活動の性質とそれに関連するリスクを考慮すると、これらの高リスクAIシステムには、特に法執行機関が個々のリスク評価に使用することを意図したAIシステム、ポリグラフおよび同様のツール、または自然人の感情的状態を検出することを意図したAIシステム、「ディープフェイク」を検出することを意図したAIシステム、刑事訴訟における証拠の信頼性を評価すること、**自然人のプロファイリングに基づく実際のまたは潜在的な犯罪の発生または再発の予測、自然人またはグループの性格特性や特徴又は過去の犯罪行動の評価、犯罪の検出、調査、起訴の過程でのプロファイリング、および自然人に関する犯罪分析**を意図したAIシステムが含まれるべきである。税務・関税当局による行政手続きに使用されることを特に意図したAIシステムは、犯罪の予防、検出、調査、起訴の目的で法執行当局が使用する高リスクのAIシステムとはみなされるべきではない。

デジタルサービス法案（2020年12月）：

対象事業者区分

- 媒介（intermediary）サービス
 - 単なる導管（mere conduit）サービス
 - キャッシングサービス
 - ホスティングサービス
- →ホスティングサービスのうち、「サービスの受信者の要求に応じて、情報を保存および公衆に配布する、ホスティングサービスのプロバイダー」を「オンラインプラットフォーム（OP）」と定義
 - 具体的にはSNSやオンラインマーケットプレイス等
- →OPのうち、EU域内で月間アクティブ利用者4,500万人以上を有するものを「非常に巨大なオンラインプラットフォーム（very large online platform、以下VLOP）」と定義

デジタルサービス法案： オンライン広告に対する規律

第24条 オンライン広告の透明性（※プラットフォーム全般が対象）

オンラインインターフェースに広告を表示するオンラインプラットフォームは、サービスの受信者が、個々の受信者に表示される特定の広告ごとに、明確かつ曖昧さのない方法で、リアルタイムに、[以下のことを]識別できるようにしなければならない。

(a)表示された情報が広告であること。

(b)その広告が表示された自然人または法人。

(c)広告が表示される受信者を決定するために使用される主なパラメータに関する意味のある情報。

第30条 追加のオンライン広告の透明性（※超大規模プラットフォームが対象）

1. オンライン・インターフェースに広告を表示する大規模なオンライン・プラットフォームは、そのオンライン・インターフェースに広告が最後に表示されてから1年後までに、**第2項で言及された情報を含むリポジトリをコンパイルし、APIを通じて公に利用できるようにしなければならない**。それらの企業は、リポジトリが、広告が表示された、または表示された可能性のあるサービスの受信者のいかなる個人データも含まないことを保証しなければならない。

2. リポジトリは、少なくとも以下のすべての情報を含むものとする。

(a)その広告の内容。

(b)広告が表示された自然人または法人。

(c)広告が表示された期間。

(d)広告がサービスの受信者の1つまたは複数の特定のグループに対して特別に表示されることを意図していたかどうか、意図していた場合にはその目的のために使用された主なパラメータ。

(e)到達したサービスの受信者の総数、および該当する場合には、広告が特にターゲットとされた受信者のグループの総数。

デジタルサービス法案： オンライン広告に対する規律

- 前文52：オンライン広告は、オンラインプラットフォームのサービス提供と関連して、オンライン環境において重要な役割を果たしている。しかし、**オンライン広告は、それ自体が違法なコンテンツである広告から、違法またはその他の有害なコンテンツや活動をオンライン上で公開または増幅するための財政的インセンティブに寄与するもの、あるいは市民の平等な扱いや機会に影響を与える差別的な広告表示に至るまで、重大なリスクをもたらす可能性がある。**したがって、[電子商取引指令]第6条から生じる要件に加えて、**オンラインプラットフォームは、サービスの受領者がいつ誰のために広告が表示されるのかを理解するために必要な一定の個別化された情報を確保するよう求められるべきである。**さらに、サービスの受信者は、特定の広告が自分に表示されることを決定するために使用される主なパラメータに関する情報を持つべきであり、そのために使用される論理の意味のある説明を提供されるべきであり、これがプロファイリングに基づく場合も含まれる。広告に関連する情報の提供に関する本規則の要件は、特に異議申し立ての権利、プロファイリングを含む自動化された個別の意思決定、特にターゲット広告のための個人データの処理に先立ってデータ対象者の同意を得る必要性に関する[GDPR]の関連規定の適用を妨げるものではない。同様に、端末機器への情報の保存およびそこに保存されている情報へのアクセスに関して、特に[ePrivacy指令]に定められている規定を損なうものではない。

デジタルサービス法案： オンライン広告に対する規律

- 前文63：超大規模オンライン・プラットフォームが使用する広告システムは、その規模と、プラットフォームのオンライン・インターフェース内外での行動に基づいてサービスの受信者をターゲットにして到達する能力のために、特別なリスクがあり、公的および規制当局のさらなる監督が必要である。**超大規模オンラインプラットフォームは、オンラインでの広告配信がもたらす新たなリスク、例えば公衆衛生、治安、市民の言論、政治参加、平等などに現実的かつ予見可能な悪影響を与える不正な広告やマニピュレーション技術、偽情報などに関する監督・調査を容易にするため、オンラインインターフェースに表示される広告のリポジトリへの一般アクセスを確保すべきである。リポジトリには、特にターゲティング広告が関係する場合には、広告の内容、広告主および広告の配信に関する関連データが含まれるべきである。**
- 前文64：超大規模オンラインプラットフォームが本規則に定められた義務を遵守していることを適切に監督するために、設立地の**デジタルサービスコーディネーターまたは欧州委員会は、特定のデータへのアクセスまたは報告を要求することができる。このような要求には、例えば、プラットフォームのシステムによってもたらされるリスクおよび起こりうる害を評価するために必要なデータ、コンテンツモデレーション、推薦システム、広告システムのアルゴリズムシステムの精度、機能、テストに関するデータ、コンテンツモデレーションまたは本規則の意味における内部苦情処理システムのプロセスおよびアウトプットに関するデータなどが含まれる。（…）**

デジタルサービス法案： 推薦システムに対する規律

第29条 推薦システム（※Recommender system、超大規模プラットフォームが対象）

- 1. 推薦システムを使用する超大規模オンラインプラットフォームは、推薦システムで 사용되는主なパラメータ、およびサービスの受領者が利用可能にしたそれらの主なパラメータを修正または影響を与えるためのオプション（[GDPR]第4条(4)の意味における**プロファイリングに基づかない少なくとも1つのオプションを含む**）を、明確に、アクセス可能で、かつ容易に理解できる方法で、その利用規約に記載しなければならない。
- 2. 第1項に従って複数のオプションが利用可能な場合、超大規模オンラインプラットフォームは、**サービスの受信者が、提示される情報の相対的な順序を決定する推薦システムのそれぞれについて、好みのオプションをいつでも選択・変更できるように**、オンラインインターフェース上に容易にアクセスできる機能を提供しなければならない。

※2条(o)：「推薦システムとは、オンラインプラットフォームで使用する完全または部分的に自動化されたシステムで、サービスの受信者にオンラインインターフェースで特定の情報を提案するものを指す。これには、受信者が開始した検索の結果として、またはその他の方法で表示される情報の相対的な順序または優位性を決定することも含まれる。」

デジタルサービス法案： 推薦システムに対する規律

- 前文62：大規模なオンラインプラットフォームのビジネスの中核をなすのは、サービスの受信者が情報にアクセスするのを容易にし、最適化するために、オンラインインターフェース上で情報に優先順位をつけて表示する方法である。これは、例えば、情報をアルゴリズムで提案、ランク付け、優先順位付けしたり、テキストやその他の視覚的表現で区別したり、受信者から提供された情報をキュレーションしたりすることで行われる。このような推薦システムは、受信者がオンラインで情報を検索したり利用したりする能力に大きな影響を与える。また、推薦システムは、特定のメッセージの増幅、情報のバイラルな普及、およびオンライン行動の刺激において重要な役割を果たす。したがって、**大規模なオンラインプラットフォームでは、受信者が適切に情報を得て、提示された情報に影響を与えることができるようにしなければならない。推薦システムの主なパラメータをわかりやすく提示し、情報の優先順位を受信者が理解できるようにする必要があり、また、受信者のプロファイリングに基づかない選択肢を含め、受信者が主要パラメータの代替選択肢を享受できるようにするべきである。**

デジタル市場法案（2020年12月）：概要

- 競争政策的観点からの巨大プラットフォーム企業に対する規制
- ①EEAでの過去3年間の年間売上高が65億ユーロ以上あるいは前年の株式時価総額が650億ユーロ以上、かつ3つ以上の加盟国でサービスを提供し、②EU域内の月間平均利用者が4,500万人以上かつ年間のビジネスユーザーが1万社以上の中核PFサービスを提供するゲートキーパーに適用
 - ※「中核PFサービス」は、(a)オンライン媒介サービス、(b)オンライン検索エンジン、(c)オンラインソーシャルネットワークサービス、(d)ビデオ共有プラットフォームサービス、(e)番号独立個人間コミュニケーションサービス、(f)オペレーティングシステム、(g)クラウドコンピューティングサービス、(h)それらが提供する広告サービスからなる（2条2号）
- 違反の場合は総売上高の最大10%の制裁金その他、最終的な手段として事業分割が行われる可能性もある

デジタル市場法案： 競争政策的観点からの規律

第5条：ゲートキーパーの義務

ゲートキーパーは、第3条(7)に従って特定されたコアプラットフォームサービスのそれぞれに関して、以下のことを行うものとする。

(a) エンドユーザーが特定の選択肢を提示され、[GDPR]の意味での同意を提供した場合を除き、これらのコアプラットフォームサービスから得られた個人データを、ゲートキーパーが提供する他のサービスから得られた個人データ又は第三者のサービスから得られた個人データと結合すること、及び個人データを結合するためにエンドユーザーをゲートキーパーの他のサービスにサインインさせることを控えるものとする。（※(b)以下省略）

第13条 監査の義務

ゲートキーパーは、第3条に従い指定されてから6ヶ月以内に、ゲートキーパーが第3条に従って特定されたコア・プラットフォーム・サービスに適用する、またはそのサービス全体に適用する消費者のプロファイリング技術について、独立した監査を受けた説明を欧州委員会に提出しなければならない。この記述は、少なくとも年1回更新されるものとする。

デジタル市場法案： 競争政策的観点からの規律

- 前文36：異なるソースからのエンドユーザーのデータを組み合わせたり、ゲートキーパーの異なるサービスにユーザーをサインインさせる行為は、データの蓄積という点でゲートキーパーに潜在的な優位性を与え、それによって参入障壁を高めている。**ゲートキーパーが中核プラットフォームサービスの競争性を不当に損なわないようにするために、ゲートキーパーは、よりパーソナライズされていない代替手段を提供することで、エンドユーザーがそのようなビジネス慣行へのオプトインを自由に選択できるようにすべきである。**その可能性は、ゲートキーパーの自社サービスおよび第三者のウェブサイトを含む、個人データのすべての可能なソースをカバーし、明示的、明確かつわかりやすい方法でエンドユーザーに積極的に提示されるべきである。

デジタル市場法案： 競争政策的観点からの規律

- 前文61：エンドユーザーのデータ保護及びプライバシーの利益は、エンドユーザーから大量のデータを収集・蓄積するゲートキーパーの慣行がもたらす潜在的な悪影響の評価に関連している。**ゲートキーパーが採用しているプロファイリング手法の適切なレベルの透明性を確保することは、潜在的な参入者や新興プロバイダーが同じ範囲と深さ、そして同様の規模でデータにアクセスできないことを考慮して、消費者の深いプロファイリングを業界標準にしないようにゲートキーパーに外部から圧力をかけることで、コアプラットフォームサービスの競争性を促進する。**透明性の向上により、中核的なプラットフォームサービスを提供する他のプロバイダーは、優れたプライバシー保証機能を使用することで、より良い差別化を図ることができる。**この透明性義務の最低レベルの有効性を確保するために、ゲートキーパーは少なくとも、個人データおよびユーザーの活動から得られたデータに依拠しているかどうか、適用される処理、プロファイルが作成され最終的に使用される目的、ゲートキーパーのサービスに対する当該プロファイリングの影響、およびエンドユーザーが当該プロファイリングの関連する使用を認識し、同意を求めるために取られた措置を含む、プロファイリングが実行される根拠についての説明を提供するべきである。**

消費者権利指令： パーソナライズド・プライシングの透明化

- 2019年消費者ニューディール改正により、消費者権利指令6条の情報提供義務に「**該当する場合、価格が自動的決定（automated decision making）に基づいてパーソナライズされていること**」の通知義務を追加
 - 審議経過での議会修正提案では「オファ어의提示や価格決定のために、パーソナライズド・プライシングを含む、アルゴリズム又は自動決定が、用いられているのか否か、どのように用いられているのか」とされていたが、暫定合意ではダイナミック・プライシングは明示的に対象外とされ、情報提供義務もパーソナライズド・プライシングの有無のみとされた
 - 他方でGDPR22条は、本人に法的効果またはそれと同様に重要な影響を及ぼす自動的決定が存在すること、存在する場合、「その決定に含まれている論理、並びに、当該取扱いのデータ主体への重要性及びデータ主体に生ずると想定される結果に関する意味のある情報」を提供しなければならないことを定める（GDPR13・14条）

消費者権利指令： パーソナライズド・プライシングの透明化

- 「EU消費者保護ルールにより良い執行と現代化指令」前文45：「事業者は、自動的決定や、消費者の購買力を評価することを可能とする消費者行動の**自動的決定やプロファイリングに基づいて**、特定の消費者または特定のカテゴリーの消費者に対する彼らのオファーの価格をパーソナライズすることができる。したがって、消費者は、**自らの意思決定における潜在的なリスクを考慮に入れるように、提示された価格が自動的決定に基づいてパーソナライズされたときには明確に通知されるべきである**。そのため、価格が自動的決定に基づいてパーソナライズされたときに消費者に通知するために、特定の情報要求を指令2011/83/EUに追加する必要がある。この情報要求は、自動意思決定に基づくパーソナライゼーションを含まない場合、**市場の需要に応じて非常に柔軟で迅速な方法で価格を変更する「動的」または「リアルタイム」価格設定などの手法には適用されない**。この情報要件は、欧州議会および理事会規則（EU）2016/679が与える、とりわけプロファイリングを含む自動的個別決定に従わない権利に影響を与えない。」

小活

- AI規則案の観点：
 - サブリミナルや社会的弱者搾取の禁止
 - **教育、雇用、融資など、ハイリスク分野におけるリスクマネジメントシステムの構築と適合性評価（≠一律の禁止）**
- デジタルサービス法の観点：
 - 例えば公衆衛生、治安、市民の言論、政治参加、平等に悪影響を与える、あるいはマニピュレーションや偽情報抑止等の観点からのターゲティング広告規律
 - プロファイリングに基づく推薦システムからの自由
- デジタル市場法の観点：
 - 競争政策的観点からの配慮は必要か
- 消費者権利指令の観点：
 - プライシング等、特に消費者に情報提供すべき事項